

# 公立大学法人秋田公立美術大学安全衛生管理規程

平成25年4月1日

規程第73号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 安全衛生管理体制
  - 第1節 安全衛生管理組織（第4条—第9条）
  - 第2節 衛生委員会（第10条—第19条）
- 第3章 安全衛生教育（第20条）
- 第4章 健康管理
  - 第1節 健康診断（第21条—第23条）
  - 第2節 事後管理（第24条—第29条）
- 第5章 安全管理（第30条—第33条）
- 第6章 雑則（第34条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）その他安全衛生関係法令に定めるもののほか、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の労働災害および健康障害の防止に関する総合的かつ計画的な対策ならびに快適な職場環境の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

（理事長の責務）

第2条 理事長は、単に安衛法およびその他の安全衛生関係法令の規定およびこの規程で定める労働災害の防止のための基準を守ることのみならず、本学における安全衛生管理の職務の統括責任者として、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における安全と健康の確保に

必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、この規程および安全衛生に関し本学が定めた事項を遵守し、危険防止ならびに災害および疾病の予防に努めるとともに、本学の行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

## 第2章 安全衛生管理体制

### 第1節 安全衛生管理組織

(衛生管理者)

第4条 法人に、安衛法第12条第1項のうち衛生に係る技術的事項を管理する衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令に定める資格を有する職員のうちから理事長が指名する。

(衛生管理者の職務)

第5条 衛生管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査および再発防止のための対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の衛生に関すること。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

第6条 法人に、安衛法第13条第1項の産業医を置く。

2 産業医は、法令に定める要件を備えた医師である者に委嘱する。

(産業医の職務)

第7条 産業医は、次に掲げる業務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行うものとする。

- (1) 健康診断の実施およびその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

- (2) 安衛法第66条の8第1項に規定する面接指導および安衛法第66条の9に規定する必要な措置の実施ならびにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (3) 安衛法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施ならびに同条第3項に規定する面接指導の実施およびその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (4) 作業環境の維持管理に関すること。
- (5) 作業の管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (7) 健康教育、健康相談その他の職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (8) 衛生教育に関すること。
- (9) 職員の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、理事長もしくは衛生委員会（第10条第1項に規定する衛生委員会をいう。次項において同じ。）に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、もしくは助言することができる。

3 理事長又は衛生委員会は、前項の勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（産業医の定期巡視等）

第8条 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 産業医は、前項の規定による巡視の結果講じた措置の内容についてその都度記録し、保管しなければならない。

（作業主任者）

第9条 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318条）第6条各号に掲げる作業を行う作業場に、安衛法第14条の作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、当該作業に従事する職員で、法令で定める資格を有する者のうちから、理事長が選任する。
- 3 作業主任者は、労働安全衛生法施行令第6条各号に掲げる作業に従事する職員の指揮その他業務災害を防止するために必要な措置を行う。

## 第2節 衛生委員会

(衛生委員会の設置)

第10条 法人に、安衛法第18条の衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の事項を調査審議し、理事長に対して意見を述べることができる。
  - (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
  - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
  - (3) 労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項

3 委員会は、毎月1回開催するものとする。

(委員会の構成)

第11条 委員会は、委員長1人および委員9人以内をもって構成する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者を理事長が任命する。ただし、委員のうち半数は、職員の過半数で組織する労働組合がある場合にあっては当該労働組合の組合員、職員の過半数で組織する労働組合がない場合にあっては職員の過半数を代表する者の推薦による者のうちから任命する。

- (1) 産業医
- (2) 衛生管理者
- (3) 安全衛生に関し経験を有する者のうち、理事長が指名したもの

(委員の任期)

第12条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員長又は委員に欠員が生じた場合の後任者の任期については、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第13条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した職員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第14条 会議は、委員長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の請求があるときに、委員長が招集する。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係人の出席)

第16条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第17条 委員長は、委員会において調査審議した事項を理事長に報告するものとする。

(事務)

第18条 委員会の事務は、事務局総務課が行う。

(その他)

第19条 第10条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 第3章 安全衛生教育

(安全衛生教育)

第20条 理事長は、職員を採用し、又は職員の作業内容を変更したときは、当該職員に対し、遅滞なく次の事項のうち、当該職員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要なものについて、教育を行わなければならない。

(1) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防に関すること。

(2) 整理整頓および清潔の保持に関すること。

(3) 事故時等における応急措置および退避に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 理事長は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識および技能を有していると認められる職員に対しては、当該事項についての教育を省略することができる。

#### 第4章 健康管理

##### 第1節 健康診断

(健康診断の実施)

第21条 理事長は、法令の定めるところにより、次に掲げる健康診断を行わなければならない。

(1) 採用時健康診断

(2) 一般定期健康診断

(3) 海外派遣職員の健康診断

(4) 結核健康診断

2 理事長は、前項各号に掲げるもののほか、必要があると認められるときは、臨時の健康診断を行うことができる。

(健康診断の実施の周知等)

第22条 理事長は、健康診断の実施期日および実施場所について職員に周知し、定められた期日に健康診断が受けられるように配慮しなければならない。

(健康診断の受診義務)

第23条 職員は、指定された期日および場所において健康診断を受けなければならない。

2 職員は、理事長が実施する健康診断を受けない場合は、他の医療機関において当該検査項目について健康診断を受診し、その健康診断ごとの結果を記載した医師の証明書を理事長に提出しなければならない。

- 3 共済組合が実施する総合検診（人間ドック）を受診する職員は、その結果記録の写しを理事長に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定により証明書等を提出した場合には、当該証明書等を受けた検査項目について第21条第1項各号に係る健康診断の検査項目を受診したものとみなす。ただし、同項第1号の健康診断については、採用前3箇月以内に証明を受けたものに限る。

## 第2節 事後管理

### （健康診断実施後の措置）

第24条 理事長は、健康診断の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医の意見を求めなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による産業医の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他の措置を講ずるとともに、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

### （健康診断結果の通知）

第25条 理事長は、第21条に規定する健康診断を受けた職員に対し、遅滞なく健康診断の結果を通知しなければならない。

- 2 職員は、前項の規定により通知された健康診断の結果を利用し、自己の健康の保持に努めなければならない。

### （健康診断結果報告書）

第26条 理事長は、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

### （健康診断記録の作成）

第27条 理事長は、健康診断の結果について、法令で定める健康診断個人票を作成し、記録の上、これを5年間保存しなければならない。

### （秘密の保持）

第28条 職員の健康管理に従事する職員は、職員の心身の欠陥その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### （ストレスチェックの実施）

第28条の2 理事長は、職員に対し、理事長が指定する医師等によるスト

レスチェックを行わなければならない。

2 法令およびこの規程に定めるもののほか、ストレスチェックの実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(病者の就業禁止)

第29条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる職員について伝染予防の措置をした場合はこの限りでない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働により病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前2号に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 理事長は、前項の規定により職員の就業を禁止しようするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴かななければならない。

## 第5章 安全管理

(危険を防止するための措置)

第30条 理事長は、法令の定めるところにより、機械、爆発性の物および電気等による職員の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、職員の作業行動から生ずる労働災害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第31条 理事長は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、職員を作業場等から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、前条の措置を的確かつ円滑に講じることができるようになるため、防火、退避等の訓練および救急用具、避難設備等の点検整備を実施しなければならない。

(作業環境測定)

第32条 理事長は、安衛法第65条の定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しておかななければならない。

2 理事長は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、施設設備の設置又は整備、職員の健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

(定期自主検査)

第33条 理事長は、安衛法第45条の定めるところにより、労働安全衛生法施行令第15条第1項各号に定めるボイラーその他の機械等について、定期に自主検査を行い、およびその結果を記録し、所定の期間保存しておかなければならない。

## 第6章 雑則

(委任)

第34条 この規程に定めるもののほか、職員の安全および衛生に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月14日から施行する。

